

環境 混ぜればゴミ、分ければ資源！ 問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128・160)

◆『ごみ出しサポート等事業』について ~まずはご相談ください~

町では、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方などを対象にサポートを行っています。

【対象者】

親族、近隣の方などの協力を得ることが難しく、家庭ごみを収集所に持っていくことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者のみの世帯で、以下の項目のいずれかに該当する方

- 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 療育手帳の交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方



【収集するごみの種類・分別方法】

大崎町のごみ出しルールと同じく、資源ごみ、生ごみ、一般ごみに分別して出させていただきます。
(粗大ごみは、別途リサイクルセンターへの申し込みになります。)

【収集方法】

町が定めた曜日に、玄関先などに出していただいた家庭ごみを収集に伺います。

【申請手続】

まずはお電話にてご相談ください。

住民環境課環境対策係に備え付けの申請書によりお申し込みください。

役場までお越しになれない方は、代理人でも可能です。(ヘルパーなど)

【可否決定】

申請受付後、職員がご自宅に訪問してご本人の状況を調査し、利用の可否を決定します。

相談 大崎町社会福祉協議会からのお知らせ 問 大崎町社会福祉協議会
☎476-3663

◆新しく『心配ごと相談員』として委嘱されました

皆さんが日常生活の中で家庭の問題などさまざまな悩みごとに対し、安心して利用できる相談機関として社会福祉協議会が設置している『心配ごと相談所』があります。

その『心配ごと相談所』の相談員の任期が、本年3月31日で任期満了になったことから、新しく下記の方々が4月1日付け相談員として委嘱されました。

◇四本 完三 さん(再任)

◇上村 和憲 さん(再任)

◇植松 弘己 さん(再任)

◇大村 重孝 さん(新任)

※相談内容などの秘密は厳守いたします。相談は無料です。